

指定居宅介護支援事業所の 管理者について

- ・平成30年度介護報酬改定において、居宅介護支援事業所の管理者の要件を見直し、管理者が主任介護支援専門員であることが必要になりました。

- ・令和3年3月31日までは、その適用を猶予するとの経過措置が設けられていました。

◎その後、令和2年6月5日に省令の一部改正があり、それに伴い「所沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」を管理者要件適用の猶予について改正する予定です。⇒具体的な内容を次項以降で説明します。

改正内容

①管理者要件の適用の猶予

- 令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予します。
- 令和3年4月1日以降に新たに管理者となる者に対しては、更なる経過措置は適用されません。

令和3年4月1日以降に新たに管理者になる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることが求められます。

次項例外あり



改正内容

②管理者要件

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、主任介護支援専門員であることが求められます。

【例外】

介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合、管理者を介護支援専門員とすることができます。

・令和3年4月1日以降、不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまったとき

不測の事態とは…

- ・ 管理者本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・ 急な退職や転居 等 ※保険者において個別に判断することとなります。

不測の事態で主任介護支援専門員を管理者とできなくなった場合
どのような手続きにより、猶予期間を延長するか。

主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管
理者確保のための計画書（決められた様式があります）を保険者
に届出た場合。

この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年
間猶予することが可能になることがあります。その際は、事前に
介護保険課へご相談をお願いします。



居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について

社保審一介護給付費分科会
第175回 (R2. 1. 24) 資料 1

現行	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (令和9年3月31日)	令和9年度	
	経過措置期間中	管理者は主任ケアマネジャーであることが必要							
	※ 主任ケアマネ研修の主な受講要件：専任で実務経験5年が必要								

見直し案	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (令和9年3月31日)	令和9年度
	経過措置期間中	① 令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者である場合 経過措置延長(令和3年3月31日時点の管理者が管理者を続けることができる)						
	② 令和3年4月以降新たに管理者となる場合(管理者が交替する場合も含む) 管理者は主任ケアマネジャーであることが必要							

【令和3年度以降の配慮措置】

- 中山間地域や離島等においては、人材確保が特に困難と考えられるため、特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる事業所については、管理者を主任ケアマネジャーとしない取扱いとすることも可能。
- 令和3年4月1日以降、急な退職などの不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまった事業所については、当該事業所がその理由と改善に係る計画書を保険者に届出た場合、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができる。

※令和2年1月24日時点の資料です。図の「見直し案」が現行のものであります。